

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和元年 12 月 13 日
沖縄県国家戦略特別区域会議

- 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
- (4) 名称：地域農畜産物利用促進事業
内容：農家レストラン設置に係る特例
(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)
以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。
- ① 略
- ②株式会社美らイチゴ（沖縄県南城市）
設置場所：沖縄県南城市内【令和 2 年度より実施】
- 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
- (1) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター」の設置
内容：近未来技術である AI・IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、沖縄県内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】
- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び沖縄県
ii) 設置場所：沖縄県庁（沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号）
iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整

- ・ 国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・ その他、実証実験の実施に必要な支援